

科研費再チャレンジ支援事業 募集要領

1. 目的

科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）へ応募し不採択となった研究代表者で所定の要件を満たす者に対し、真に研究費が必要な場合に支援することで、研究を継続し科研費の早期採択につなげ、もって、本学の科研費の採択件数の増加に寄与することを目的とする。

2. 支援対象者の要件

本学教員（教授・准教授・講師・助教、特任教員含む）のうち、以下のすべての項目に該当する者

- (1) 過去3年間（平成30年度～令和2年度）に科研費の基盤研究又は若手研究を研究代表者として実施したことがあること
- (2) 今年度、基盤研究（A又はB）（以下「支援対象研究種目」という。）が不採択であったこと
- (3) 今年度の支援対象研究種目の審査結果のおおよその順位が「A」評価であったこと
- (4) 今年度、研究代表者として実施する科研費がないこと
- (5) 今年度、科研費研究種目ステップアップ支援事業の支援を受けていないこと
- (6) 令和元年度から令和3年度において、学会発表・論文発表・著書等の研究業績を有すること

3. 支援額 1名あたり上限20万円

4. 申請方法

支援申請書を部局等の担当事務を通じて提出するものとする。

5. 支援申請書提出期限 令和3年6月7日（月）

6. 支援額の決定方法 令和3年度事業予算額及び支援対象者数を踏まえ支援額を決定する。

7. その他の支援条件（留意事項）

- ① 令和4年度科研費においては、令和3年度に不採択となった支援対象研究種目又は次表に記載の研究種目に、本学から研究代表者として応募すること。

令和3年度科研費：応募した研究種目	令和4年度科研費：応募する研究種目
基盤研究（A）（一般）	基盤研究（A）（一般）又は（B）（一般）
基盤研究（B）（一般）	基盤研究（B）（一般）

- ② 支援を受けた者が、令和4年度科研費公募に、上表で指定した研究種目に本学から研究代表者として応募しなかった場合は、応募しなかった理由を報告し、原則として支援額の全部を返還するものとする。ただし、場合によっては返還額が減額されることがある。
- ③ 支援を受けた者が、今年度、研究代表者として新たに科研費に採択した場合は、未使用の支援額を返還するものとする。
- ④ 支援を受けた者が、令和4年度科研費の該当研究種目に応募し不採択となった場合は、その審査結果を提出しなければならない。
- ⑤ 支援を受けた者は、本事業の効果検証のため、研究戦略室が実施するヒアリング調査等に協力しなければならない。
- ⑥ 支援額は、翌年度へ繰越しできない。
- ⑦ 本支援経費は、今年度執行済みの研究費にも充てることができる。
- ⑧ 支援を受け令和4年度科研費に採択された者は、「採択済科研費申請書閲覧システム」への申請書登録に協力するものとする。